

□■養成所ニュースプラス第 28 号 2024□■

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年 11 月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。「児童相談所虐待対応ダイヤル 189」と「親子のための相談 LINE」についてポスター等で啓発を進めるとともに、今年の標語は「189（いちはやく） 気づいてあげて そのサイン」で周知を図っています。

Plus Quiz は、「権利擁護と成年後見制度」（現、権利擁護を支える法制度）から「成年後見人等の権限」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 33 回問題 81】 次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 成年後見人に対する本人の居所指定権
2. 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
3. 保佐人に対する本人の営業許可権
4. 補助人に対する本人の代理権
5. 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(35 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（木）にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（金）に支給申請書類一式を普通郵便で発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391881&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391882&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391883&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。←New

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391884&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391885&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。←New

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391886&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391887&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1391888&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

「権利擁護と成年後見制度」では、メルマガ 18 号でもふれていますように、憲法、民法、行政法から権利擁護に関する問題が、成年後見制度では成年後見の概要や成年後見制度の最近の動向、加えて日常生活自立支援事業の概要に関する問題が多く出題されてきました。

成年後見人等の権限は、家庭裁判所の審判により付与され、後見、保佐、補助の類型等で異なってきます。今回は親権者や未成年後見人、任意後見監督人等の知識も問われています。親権と後見人等との違いにも注目しましょう。

この科目の新たな出題基準に加わった「福祉サービスの適切な利用」は「高齢者に対する支援と介護保険制度」（現、高齢者福祉）で、「意思決定支援ガイドライン」は「相談援助の基盤と専門職」（現、ソーシャルワークの基盤と専門職）で、「秘密・プライバシー・個人情報」は「相談援助の理論と方法」（現、ソーシャルワークの理論と方法）で過去に出題されています。

過去問で出題されてこなかった大項目「法の基礎」は、共通テキスト 9 の第 2 章が該当します。赤太字を中心に確認しておきましょう。

1. × 居所指定権は親権の一つであり、親権者及び未成年後見人が未成年者に対して有する権限です。成年後見人に関する規定はありません。
2. × 本人への懲戒権は親権者及び未成年後見人が未成年者に対して有する権限です。成年後見人に関する規定はありません。
3. × 営業許可権とは、事業を行おうとする者への所轄が有する権利を言います。親権者や未成年後見人の許可を受けなければ、子は職業を営むことができず、その点で親権者や未成年後見人は、子に対する営業許可権を有するとも言えます。保佐人にはどちらの意味でも営業許可権はありません。
4. ○ 代理権の申立てにより、家庭裁判所が特定の法律行為に代理権付与を審判した場合、補助人は、審判で定められた法律行為を被補助人に代わって行うことができます。

5. ×任意後見監督人には取消権や同意権はありません。任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約どおりに仕事をしているかを監督することです。また、任意後見人には本人の行為に同意権や取消権はなく、代理権のみが付与されます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus